

JIS A 3301改正案の審議結果及び改正までのスケジュール等について

■JIS A 3301改正案の審議結果

開催日

- 委員会名 日本工業標準調査会 建築技術専門委員会（第2回）
- 日 時 平成26年12月11日（木）15：25～16：00
- 場 所 経済産業省別館104各省庁共用会議室（別館1階104号室）
- 説明者 一般財団法人日本建築学会（原案作成団体）
JIS原案作成委員会 稲山委員長、荒木幹事、榎本氏（事務局）
文部科学省（主務大臣）
大臣官房文教施設企画部施設企画課 山下課長、後藤専門官、岩井

結 果

- JIS A 3301の改正について建築技術専門委員会において了承された。
- ※JIS A 3301改正案の最終原稿については、机上資料をご覧ください。

■JIS A 3301改正までのスケジュール等

今後のスケジュール

- 貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）第4条に基づき、文部科学省において平成27年1月15日（木）より平成27年3月15日（日）までの60日間を意見受付公告期間として設ける。
- 意見受付公告は、「標準化と品質管理2月号」（一般財団法人日本規格協会発行）にタイトルのみ掲載し、JIS A 3301改正案については、文部科学省ホームページに掲載する。（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/019/toushin/1354112.htm）
- 平成27年3月末を目標に上記意見受付公告期間を経て官報公示の手続きを進める。

参 考

○貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）（抄）

第四条 任意規格の立案、制定及び適用

- 4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準(この協定において「適正実施規準」という。)を受け入れかつ遵守することを確保する。(以下省略)

○附属書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（抄）

一般規定

- L. 標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。(以下省略)

木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）の審議結果について

開催日

- 委員会名 日本工業標準調査会 建築技術専門委員会（第2回）
- 日時 平成26年12月11日（木）15：25～16：00
- 場所 経済産業省別館104各省庁共用会議室（別館1階104号室）
- 説明者 一般財団法人日本建築学会（原案作成団体）
JIS原案作成委員会 稲山委員長、荒木幹事、榎本氏（事務局）
文部科学省（主務大臣）
大臣官房文教施設企画部施設企画課 山下課長、後藤専門官、岩井

○概要【△：建築技術専門委員会、●説明者】

●改正概要を説明した。

△（本JISの位置付けとして、建築基準法との関係性を委員長の方から補足説明があった。）

木造については全てこのJISによるものではなく、例えば、附属書Aに「木材の防腐・防ぎ（蟻）処理は適切に行う。」とあるが、建築基準法では、地面より1mの範囲を防蟻処理すると規定されているため、このような場合は、JISに規定されていなくても建築基準法の規定を満足しなければならないという使い方になる。

△また、本JISでは荷重条件として、例えば風圧力で $V0=40\text{m/s}$ 以下となっているが、地域によっては風圧力42mや46mのところもあるが、その地域にはこのJISは適用外ということで間違えないか。

●そのとおり。例えば積雪量でも150cmとしているが、これ以上となる地域では適用外となる。

△構造性能について、改正前と改正後の違いについて説明してください。

●改正前は法46条の壁量のみで作られていたが、改正後は荷重外力についても耐震性を確保するなど、建築基準法に基づく構造計算で確認した上で構造を定めている。（耐震性については、校舎のため地震力を1.25倍で計算）
建築基準法でいう型式認定に近い。

△基礎についての記述がないが、これは建築基準法に基づくものが必要ということか。

●そのとおり。本JISに記載がないものについては、建築基準法に基づく基礎設計、防耐火、その他について行う必要がある。

△本JIS改正について了承する。

指摘事項

○審議中に指摘は無かったが、委員会閉会前に委員より、JIS本文中、A.2.5 b)（審議資料7のP105）「・・・材料品質は、JIS A5308に規定する呼び強度 24N/mm^2 以上をもつものとする。」の部分について、JIS A5308で規定する「呼び強度」は単位無しの値であることを踏まえて、正確な記載となるように、修正すべきとの指摘があったため、経済産業省よりこの件を指摘事項として記録する旨連絡があった。

○対応としては、「呼び強度 24N/mm^2 以上」を「呼び強度24以上」と修正する。

以上

検討会では、日本工業標準調査会ホームページ
より引用した

「日本工業標準調査会標準第一部会建築技術専門
委員会委員名簿」

を提示

JIS A 3301 改正に伴う法令等

建築基準法関係

○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）

（学校の木造の校舎）

第四十八条 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 外壁には、第四十六条第四項の表一の(五)に掲げる筋かいを使用すること。
 - 二 けた行が十二メートルを超える場合においては、けた行方向の間隔十二メートル以内ごとに第四十六条第四項の表一の(五)に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
 - 三 けた行方向の間隔二メートル（屋内運動場その他規模が大きい室においては、四メートル）以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
 - 四 構造耐力上主要な部分である柱は、十三・五センチメートル角以上のもの（二階建ての一階の柱で、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が四メートル以上のものについては、十三・五センチメートル角以上の柱を二本合わせて用いたもの又は十五センチメートル角以上のもの）とすること。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する校舎については、適用しない。
- 一 第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するもの
 - 二 国土交通大臣が指定する日本工業規格に適合するもの

○国土交通省告示

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第48条第2項第二号の規定に基づき、学校の木造の校舎の日本工業規格を次のように指定する。

- ・平成12年5月31日 建設省告示第1453号

学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件

建築基準法施行令第48条第2項第二号に規定する学校の木造の校舎の日本工業規格は、日本工業規格A3301（木造校舎の構造設計標準）－1993とする。

附則（平成12年5月31日 建設省告示第1453号）

- 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 昭和56年建設省告示第1108号は、廃止する。

意見受付公告関係

以下の協定に基づいて国内外の関係者に対してJISの制定・改正・廃止前に意見受付期間（60日間）を設ける必要がある。

○貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）（抄）

第四条 任意規格の立案、制定及び適用

- 4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（この協定において「適正実施規準」という。）を受け入れかつ遵守することを確保する。（以下省略）

○附属書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（抄）

一般規定

- L. 標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。（以下省略）

JIS A 3301改正案の審議結果及び改正までのスケジュール等について

■JIS A 3301改正案の審議結果

開催日

- 委員会名 日本工業標準調査会 建築技術専門委員会（第2回）
- 日 時 平成26年12月11日（木）15：25～16：00
- 場 所 経済産業省別館104各省庁共用会議室（別館1階104号室）
- 説明者 一般財団法人日本建築学会（原案作成団体）
JIS原案作成委員会 稲山委員長、荒木幹事、榎本氏（事務局）
文部科学省（主務大臣）
大臣官房文教施設企画部施設企画課 山下課長、後藤専門官、岩井

結 果

- JIS A 3301の改正について建築技術専門委員会において了承された。
- ※JIS A 3301改正案の最終原稿については、机上資料をご覧ください。

■JIS A 3301改正までのスケジュール等

今後のスケジュール

- 貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）第4条に基づき、文部科学省において平成27年1月15日（木）より平成27年3月15日（日）までの60日間を意見受付公告期間として設ける。
- 意見受付公告は、「標準化と品質管理2月号」（一般財団法人日本規格協会発行）にタイトルのみ掲載し、JIS A 3301改正案については、文部科学省ホームページに掲載する。（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/019/toushin/1354112.htm）
- 平成27年3月末を目標に上記意見受付公告期間を経て官報公示の手続きを進める。

参 考

- 貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）（抄）
第四条 任意規格の立案、制定及び適用
4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（この協定において「適正実施規準」という。）を受け入れかつ遵守することを確保する。（以下省略）
- 附属書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（抄）
一般規定
L. 標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。（以下省略）

検討会では、一般財団法人日本規格協会発行の

「標準化と品質管理(2013.12)」より当該部分を抜粋し添付